〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人幸仁会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岐阜県多治見市宝町三丁目31番地の１

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成18年６月26日

(4) 設立登記年月日　　平成18年７月28日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	岡山内科・消化器科クリニック	2111101396	岐阜県多治見市宝町三丁目31番地の１	０床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年８月７日　　令和６年度決算の決定

令和８年６月25日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２６－３

法人名　医療法人　幸仁会
所在地　多治見市宝町三丁目31番地の1

※医療法人整理番号			6	1	3

財　産　目　録

（令和8年6月30日現在）

１．資　産　額　　51,210　千円
２．負　債　額　　27,346　千円
３．純　資　産　額　　23,864　千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		39,748
B　固定資産		11,462
C　資産合計	（A＋B）	51,210
D　負債合計		27,346
E　純　資　産	（C－D）	23,864

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－４（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人　幸仁会
所在地　多治見市宝町三丁目31番地の1

※医療法人整理番号			6	1	3

貸　借　対　照　表

（令和8年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	39,748	Ⅰ 流動負債	6,122
Ⅱ 固定資産	11,462	Ⅱ 固定負債	21,224
1 有形固定資産	11,389	負債合計	27,346
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	73	科目	金額
		Ⅰ 資本金	9,900
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	13,964
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	23,864
資産合計	51,210	負債・純資産合計	51,210

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人　幸仁会
所在地　多治見市宝町三丁目31番地の1

※医療法人整理番号			6	1	3

損　益　計　算　書

（自　令和7年7月1日　　至　令和8年6月30日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	96,792
2 事業費用	92,749
本来業務事業利益	4,043
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,043
Ⅱ 事業外収益	732
Ⅲ 事業外費用	7
経常利益	4,768
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	4,768
法人税等	835
当期純利益	3,933

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人幸仁会
理事長　岡山　安孝　　殿

私（注１）は、医療法人幸仁会の令和７会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月 27 日
医療法人幸仁会
監事　富田　八於子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。